

公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 理事会議事録 (平成29年度第5回)

【日時】平成29年3月4日(日) 16:00~18:00

【会場】神奈川県鍼灸師会 事務所

【次第】1、会長挨拶 2、出席確認 3、署名人指名 4、議事 5、閉会の辞

【出席 14名】 理 事(10名): 清水、服部、窪田、秦、栗田、藤田、萱間、榎原、吉田、林
監 事(2名): 森下、松原 相談役(1名): 千葉
事務局(1名): 定成

【欠席 1名】 相談役: 日野

【議長】 清水会長

【書記】 定成

【議事録署名人】 清水、森下、松原

【議題】

(I) 報告事項

1. 会務報告

- ・秦副会長から報告
- ・第7回業務執行理事会

秦副会長から報告があった。横浜マラソンについては、「中止する勇気を全国に示すことが出来た」ということと、「今年の掲載も事前準備は深夜になる予定」と補足があった。

2. 各部からの報告

- ・会報誌・広報誌について(添付資料)

広報普及部萱間部長から、予定通り3/9に事務局納品予定、会員向けに送付予定との報告があった。最終校正として、添付原稿についてその場で意見交換をし、会報に記載する文言の最終確認を行った。

①「この指とまれプロジェクト紹介」について、会報誌内では“詳細はホームページをご参照ください”という文言を入れる ②会報誌の平成29年度理事会報告の内、「第4回の議事7『別団体の立ち上げの件』は、削除する ③組織共済部の記事タイトル「集え、“初神者！”」は、《神》という文字が宗教団体の印象を与える為《鍼》が良いという意見(吉田)、普通に《集え、新入会員！》で良いという意見(秦)などが出た。最終的に「集え！新入会員」となった。

- ・市民講座進歩状況(添付資料)

広報普及部萱間部長より、タウンニュースを掲載した事と、現在参加見込12名との報告があつた。

- ・業団説明会パワーポイント資料について(添付資料)

窪田組織共済部長から、実施報告があった。体験談などを加えて、学生に興味を持って聞いてもらいたい、という担当者意見の報告があった。

- ・学生会員の会費移行および卒業学生の正会員移行について(添付資料)

窪田組織共済部長から、検討内容報告があった。以下審議事項に記載。

- ・平成30年度学生施術体験とインターンシップ制度について
窪田組織共済部長から、呉竹学園より、今年の施術体験及びインターンシップ制度の導入希望があると報告があった。同時に、平成30年度に専門学校側の事情により、カリキュラムや臨床実習の流れが変わるという情報もあるが、未だ学校側の新しい動きが目に見えない。
学校から依頼があってから考えてはどうか(清水)という意見があり、様子を見ることになった。

3. 入退会の報告（3月1日現在）

秦副会長より、新入会員と会員数の報告があった。
現在の会員数251名（正会員232名・学生会員19名）
入会 2名（徐由美、小島明政）
事務局より、3月末退会申し出の会員が1名いると報告があった。

4. みなし決議

- ・入会審査：学生1名<林>3月4日承認
- ・スポーツ研修会の共催について<藤田>2月14日承認
東京都鍼灸師会の参加費は、学生が無料から3,000円へと値上げが決まった（一般価格18,000円）との補足があった。学生会員向けの案内にのせてはどうか？（秦）との意見があり、3月16日の送付物に入れることになった。

5. その他

- ・財務部、手当交通費等支給の件

栗田財務部長から、3月中に会計を締め、各理事に支払うための報告書提出は3月23日迄、3月中に実施されるイベント、研修会、講座を含め、漏れのないようにして欲しい、という指示があった。

[Ⅱ] 審議事項

1. 総務部より

①定款改正の件

秦副会長の起案により、別紙(1)の通り議論が交わされた、総論について賛成多数で可決された。

②選挙告知の件

秦副会長より、選挙立候補期間についての説明があり、話し合いを行った。規定により、2週間を設けて3/19～という案が出たが、考える時間、書類を揃える時間を考慮して、3/27～4/20 17:00までとし、全会一致で承認された。

事務局は、書類が届き次第、理事メールにて報告することが指示された。

2. 財務部より

報告事項5. その他で報告済

3. 学術部より

①平成30年度 学術講習会学生参加費案



- ・藤田学術部長より、学生会員の学術講習会およびセミナー参加費（イブニングセミナー）等学生参加費の変更についてが提案された。前回（2/4）理事会に続き協議した結果以下のようになった。

○現行：学生会員・一般学生共に 1000 円（イブニングセミナー：共に 1000 円）

●変更後：学生会員 500 円／一般学生 2000 円（イブニングセミナー：500 円/1500 円）

反対意見はなく、全会一致で承認された。4月1日より1年間実施される。

②平成30年度 当会行事・参加種別証明証提示案

- ・藤田学術部長より、会員が参加する行事に対し、会員という概念、種別の確認が課題となり、概念の整理とルール作りについて協議した（添付別紙（2）参照）。

その内容については全会一致で承認された。

4. 広報普及部より

①災害医療研修の共催について

- ・萱間部長より、30年度は、東京都、千葉、と共に共催するか？どう決めるか？という質問があった。
<秦>正副会長会議で、まずそれぞれの意向を聞きながら決める。今回も同会議によって方向性が決まり、進めていくと思われる。と方針が提示され、全会一致で承認された

②広報活動のツールについて

- ・萱間部長より、添付資料の通り提案があった。

<吉田>FB は残しますか？

<萱間>双方で連携が可能なので、残す。

<吉田>見ることが出来る対象は？

<萱間> FB は理事のみにしている。今後もとりあえず理事のみにする

<秦>各自の SNS アカウントでシェアや、リツイートすることが出来る。案内だけではなく、各自の活動報告もしていくと理想的。

<秦>アカウント管理は理事会の管理の元で萱間先生にお願いする。問題が生じたら理事内で話し合う。という質疑応答があり、全会一致で承認された。

③広報普及委員の追加について

- ・萱間部長より、広報普及委員として柴崎美佳氏、徐由美氏、宋順姫氏、平岡遼氏の 4 名の推薦書が提示され、全会一致で承認された。

事務局吉田理事に、委嘱状を発行するよう指示が出された。

期日は、理事会当日より、2 年後の総会まで。（30 年 3 月～32 年 5 月）

④スポーツ災害ボランティア団体立ち上げについて

- ・秦副会長より、本件は公益社団法人としての性質上、参加しない、今後の様子を見守ことにした、という報告があり、反対意見がなく、全会一致で承認された。

5. 保険部より

①介護予防運動の提案書について

・榎原部長より、寒川町での介護予防運動について、添付の通り提案があった。

町からの予算・担当者は未定だが、当師会の主催する事業として、前向きに関わりたいとのこと。
<清水>私が行って、町長と話をしてみる。開催頻度や、手当の有無、場所、広報、担当窓口、受付の手配依頼など、具体的な提示をこちらからするといい。先ず実績をつくり、事業として認定してもらえるよう活動していくのが大事

以上から、進める方向性が示された。

6. 組織共済部より

特になし

7. 事務局より

次回の会員への送付は3月16日ということを確認した。

8. その他

① 保険部榎原部長より、関東ブロック会議保険部長会議での

・平成30年7月より、受領委任の受付が始まり、10月から実行されること、

・同意書の再同意が、これまでの3か月から6か月になる

・免許証の住所、本籍地は変更あれば早めに手続きをして欲しいこと

・介護保険の窓口は保険部

などが報告された。

② 広報普及部萱間部長より、3月に学位授与が決まり、博士になることが報告された。

次回、平成30年度 第1回理事会

日時：5月6日（日）PM16:00～

場所：公益社団法人 神奈川県鍼灸師会 事務所にて

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事および監事は署名・押印する。

平成30年3月4日

代表理事

清水慎司



監事

森下元



監事

榎原次良



添付別紙（1）

定款改定についての協議内容

（1）医師の当師会への入会について

〈清水〉前回の理事会で、半数がもっと議論が必要と答えた。ここでもっと議論がされて方向性を決めていく事が好ましい

〈吉田〉会員へ通知し、定款を見てご賛同いただいた後に入会するのが筋。条件の記載をはつきりしておけばいい

〈藤田〉進めるのが前提として、総会までの間に揉んでいけばいいと考える。鍼灸師会以外の参考データを挙げるのはどうか？（〈清水〉日鍼会が昨年採用した）

〈林〉メリット・デメリットなどを上げ、リスクを考えてはどうか？

〈萱間〉前回の業務執行理事会で、何がリスクだったのか？

〈栗田〉当会の意義と合うのか？根幹を揺るがすことにならないか？という意見があった。

〈清水〉会員を増やすという目的がある。医師は、各々の姿勢が異なるので、デメリットにもなり得るのではないか？

理解し合う、という事を総合的に見ていかなければならぬと考える。総合力を確かめるために入会してもらえるのはいいのでは、と考える

〈秦〉当会が採用したら、参考にして他の会が導入するかもしれない

〈窪田〉理事になれない、というのはいい条件と思う

〈吉田〉理事になれないことで、医者のプライドがあるから、嫌がるかもしれないが、議決権はあるのだからいいのでは？ここでの目的は、『鍼灸師の認知と地位の向上』なので、今回のメインはあくまでも鍼灸なのだから

〈榎原〉医師の入会について、人数制限をしてはどうか？

〈秦〉2人くらいは入って欲しい。

医師で鍼灸業も出来る人だから、理解がある。一緒にやりたいと思っている人だと思う

〈榎原〉今日午前中の保険医療会議においても、医者がいてくれたらありがたいと感じた

〈萱間〉変化を受け入れるスピード感があるということに、障害はないと思う

〈服部〉○か×か、でいえば、×。一人でも多く入会してほしいが、各部の内部の充実がなければ、対応も出来ない、と懸念がある。今期も来期も、手当は半分にしている。そんな中で皆さんから預かっている会費を、医師獲得の為に使ってはいけないと思う

〈吉田〉賛助会員を先に進めてみてはどうか？

他業種/業者/関連会社 様子を見て医師を含めていく

〈秦〉今は、鍼灸師に限っているが、鎖国みたいな環境だと思う

〈清水〉賛助/特別会員は、別々に考えたらいい。まずは賛助から決めるのはどうか？

〈松原〉今回は、医者が入りたいと言っている、この機会を逃すと、今後はないと思う

両方のジャンルを扱うことで賛助とするのがいいのでは。

この会に入りたいと思い、医療的に鍼灸師を理解するという医師は、幅を広げたい、知識

を入れたいと考えている人だ。

保険を扱う上で、同意書が必要なのに、現在は取れる可能性が少なくなっている。

何かあったとき、〇〇医師が「……」と言っていたと言えれば、意義ある。是非そのような人に会員として来てほしい。

そろそろ、鎖国状態を辞めて、医師に門戸を開いた方がいいと思う。

相容れないものを排除せず、次に踏み出す機会だと考えては？

向こうから来た、ということは、いいチャンス。

〈清水〉賛助会員として認めるか、一旦決をとる

特別に鍼灸の扱いがある人(その他の個人・団体という鍼灸師・医師の資格を持たない人)
入会を認めるという方向で賛同するか？

⇒賛同 8 名、反対 4 名で、規定の半数以上による賛同により、決議され、定款変更の方向が決まった。

(2) 定款変更という方向性に対する感想・意見

〈清水〉これまでの議論の中でも、それほどの大きな問題ではないのではないか？微妙な判断でもないのでは？と思う

何か反対案、具体的にあるならば、ここで出すべきと思う

〈秦〉これまで 3 回話し合いをしてきた。それが自分の意見をまとめて出している
全員の賛成はないと思っている

〈清水〉みなさん、総論は賛成か反対か？各論は今後詰めていく。という方向性でいいのでは？あまり時間がかかると、流れは変わるもの。

〈松原〉医師・助産師は、内容を精査していくと色々な意見は出てくると思う

〈藤田〉総論だと賛成、各論だと反対（議論の余地あり）だった

〈秦〉会として、毎年改正するのはどうか？という意見があった

〈窪田〉次期会長になる方が、反対しているのが不安材料ではある

〈秦〉時は金なり、今やるべきタイミングだと思う

〈清水〉鳥海先生のお蔭で、この話合の機会を持てたが、実際入るかどうかはわからない

〈松原〉入会審査ある

〈栗田〉賛成だが、5 月あたりから考える 1 年にしてはどうか？

当会の人がつながっているならば、関係を洗い直す事、変えていく事なども出来る、戦略をもっておくべき

〈松原〉これまで、業界をくくってしまった事が、現在の苦しい状況を作り出した

〈萱間〉機会をつかみたい

以上の多数の意見による協議がされた、総論での賛成という方向性が示された。

添付別紙（2）

平成30年度・当会行事における「参加種別証明」の提示についての協議内容

（1）従業員について

Q. 従業員の証明方法は？勤務治療院などの名刺、名刺がなければ免許証などが必要か？

A. <秦>雇用主から一筆いただく。会員の先生から事前に連絡をいただくのはどうか？

Q. 他県の会員証がない時はどうする？

A. <秦>会員証が他県鍼灸師会で取り扱っているかを確認してほしい（関東圏内）

A. <服部>他県からは、事前申込にしてはどうか？

A. <清水>他県でも自身の治療院の名刺は、出せるのではないか？

※もし確認が取れなかつた場合は、一般扱いとなる。提示したら安くなる。

他部のイベント参加費も同様の考え方

（2）家族や従業員として、奥さまや受付担当者も参加認めるか？

Q. 鍼灸師の資格ない受付、オーナーなどは？（保険部・学術部それぞれの課題）

・1年に1度の研修会へ出席が義務づけられている（保険部）

・従業員と確認できればOKと考えている（学術部）

<秦>義務なのであれば、奥様、受付、オーナーが行くのはやむを得ないが、学術講習会は意味も考え方も違うと思う

<服部>【学術部の場合】

会員：会員を証明するもの

治療院スタッフ（鍼灸師ではないスタッフ）：一筆書いてもらう

証明するものが無い場合は一般価格になりますと、案内に明記して通知する。これが原則だと考える

<清水>同僚まで含めていいのではないか？色々なケースを想定しておくのがいい

<服部>シンプルに関係性がわかるものでいいと思う。

（3）「従業員」の概念について

従業員という（会員の同僚含めて）証明があればいいとする。これも今後案内に明記する。

（4）会員証について

<森下> 自分の会員証は、2018年3月末で切れてしまうので、更新してほしい。

※更新の準備をするよう、事務局に指示が出された。

以上の協議内容を元に進めることについて、全会一致で承認された

—別紙 おわり—